

ハードウェア補足条項

本ハードウェア補足条項(以下「本ハードウェア条項」という。)は、オーダーに記載されたシーメンスの法人(以下「シーメンス」という。)と、当該オーダーを承諾したお客様(以下「お客様」という。)との間の基本条項に加えて適用されます。

本ハードウェア条項は、基本条項において定義される本ハードウェアにのみ適用されます。

本契約における用語の意味は、本書の末尾又は 基本条項で定義されています。

商務条件

1. シーメンスの提供物

1.1. ハードウェア提供物

- 1.1.1. **範囲。**シーメンスは、オーダーに記載された内容に従い、本ハードウェアを納入するものとします。
- 1.1.2. **再生部品。**シーメンスは、シーメンスの仕様を満たし、且つ新品の本ハードウェアと同一の条件に従う、新品同様の状態に再生された部品を含む本ハードウェアを供給することができるものとします。

2. お客様の義務

2.1. お客様提供事項の提供

お客様は、オーダーに従い、必要なお客様提供事項を提供するものとします。

3. 納入

3.1. 納入条件

オーダーに別段の定めがない限り、本ハードウェアは、INCOTERMS® 2020 に従い FCA条件で納入されるものとします。シーメンスは、お客様の危険及び費用負担において、通常 conditions で運送契約を締結するものとします。異なる出荷条件が合意された場合、又は特定のサイトへの出荷にあたり特別な条件が必要となる場合には、お客様は、追加費用を全て負担するものとします。

お客様は、オーダーのうち、不適合のある部分に限り、受領を拒否することができるものとします。

3.2. 納入日

オーダーに定める日付は、いずれも見積もりであり、拘束力を有しません。但し、お客様が、予定損害賠償額の適用対象となることを明示した特定の納入日(以下「確定納入日」という。)についてシーメンスの書面による同意を得た場合には、第3.3条が適用されます。

3.3. 遅延

- 3.3.1. **予定損害賠償額。**シーメンスの責に帰する事由のみにより、確定納入日までに納入が行われず、且つこれによりお客様に損害が生じた場合、シーメンスは、遅延期間が満1週間経過する毎に、本ハードウェアの遅延部分に対する価格の0.5%に相当する予定損害賠償額を支払うものとします。

予定損害賠償額の総額は、本ハードウェアの遅延部分の価格の5%を超えないものとします。

- 3.3.2. **遅延を理由とする契約の終了。**お客様は、以下の各号の全てを満たした場合に限り、遅延を理由として当該オーダーを終了することができるものとします。
- a. 支払われるべき予定損害賠償額が上限額に達していること。
 - b. 合理的な追加の納入期間が満了したこと。
- 3.3.3. **排他的救済。**本第3.3条は、遅延に関するシーメンスの唯一且つ排他的な責任を定めるものであり、シーメンスは、本条に定める以外に遅延について責任を負わず、お客様のその他の権利及び救済は全て排除されるものとします。

4. 危険負担及び所有権

4.1. 危険負担の移転

本ハードウェア全てに関する滅失又は損傷の危険負担は、以下のいずれかの時点でお客様に移転します。

- a. 納入時。
- b. お客様が正当な理由なく本ハードウェアの受領を怠り又は拒否した場合は、納入を試みた時。
- c. 第5.1条に従い本ハードウェアが保管に付された時。

4.2. 所有権の移転

本ハードウェアの所有権は、シーメンスが代金全額を受領した後に、お客様へ移転します。

適用法により、納入後のシーメンスによる所有権の留保がかなわない場合、以下の各号が適用します。

- a. 本ハードウェアの所有権は、納入時にお客様へ移転するものとします。但し、
- b. シーメンスは、売買代金の支払を担保するため本ハードウェアについて担保権を保持するものとし、お客様は、当該担保権の設定、対抗要件の具備又は完全化のためにシーメンスが必要又は便宜と判断する書類に署名することに同意するものとします。

5. 保管

5.1. 本ハードウェアの保管

お客様の要請がある場合、又はお客様が正当な理由なく納入を出来なくさせ又は拒否した場合、シーメンスは、本ハードウェアを保管に付すことができるものとします。請求書を受領後、お客様は、以下の各号に掲げる費用を支払うものとします。

- a. 輸送費用。
- b. 保管費用（保管に向けた準備・保管場所への搬入、荷扱い、運送、検査、保存、維持、税金及び保険を含みます）。

5.2. 保管からの搬出

お客様は、以下の各号の全てを満たした後に、自己の費用負担にて本ハードウェアを保管から搬出する手配を行うものとします。

- a. 事情により搬出が可能となったこと。
- b. 本第5条に基づきシーメンスへ支払うべき全額を支払った後。

保証

6. 本ハードウェアの保証

シーメンスは、納入時点において本ハードウェアに不適合がないことを保証します。

7. 本ハードウェアの保証期間

7.1. 初期保証期間

本ハードウェアの保証期間は、納入後12か月間とします。

7.2. 交換・修理品の保証期間

交換又は修理された本ハードウェアの部品の保証期間は、初期保証期間が先に満了する場合、交換又は修理の日から6か月間とします。

いかなる場合でも、当該保証期間は、初期保証期間の開始から18か月以内に終了するものとします。

8. 不適合及び請求

8.1. 検査及び通知

お客様は、納入時に本ハードウェアを検査し、不適合がある場合は、速やかに且ついかなる場合も適用される保証期間内に、書面でシーメンスへ通知するものとします。

8.2. 救済

シーメンスは、自らの選択により、以下のいずれかの方法で全ての不適合を是正します。

- a. 合理的な期間内に、不適合のある本ハードウェア若しくはその不適合部分の修理（オンサイトで又はリモートにて）又は交換を行うこと。
- b. 本ハードウェア又はその不適合部分の全部若しくは一部の売買代金を返金すること。

8.3. 協力義務及び払い戻し

保証対応を請求する場合、お客様は以下の各号を行うものとします。

- a. 運用・保守データへのアクセスを、自らの費用負担でシーメンスに提供すること。
- b. 自らの費用負担且つシーメンスの選択により
 - 本ハードウェア又はその不適合部分を取り外してシーメンスへ発送すること、及び交換又は修理された部品を取り付けること、又は
 - シーメンスに本ハードウェアへの合理的なアクセスを付与し、シーメンスが保証義務を履行できるよう必要な分解・再組立を実施すること。
- c. シーメンスの要請に応じて、交換された不適合部品をシーメンスに返却すること。
- d. 不適合が存在しないことが判明した場合、診断及び是正作業費をシーメンスに支払うこと。

9. 保証の適用除外

9.1. 期間制限

適用される保証期間の満了後は、いずれの保証請求も認められません。

9.2. 保証対象外の不適合

シーメンスは、本ハードウェアの機能又は使用を著しく損なわない不適合、及び以下のいずれかに起因する不適合については、いかなる保証責任も負いません。

- a. 通常の摩耗および劣化。
- b. 不適切又は過失のある取扱い、並びに通常を超える過度の使用。
- c. オーダー、マニュアル及びお客様が入手可能な同様の文書に記載の指示に従わないこと。
- d. 再現不能なソフトウェアエラー。
- e. シーメンスの支配が及ばない原因。
- f. シーメンス又はその認定代理人以外による変更、修理、据付、又は試運転。

- g. シーメンスが提供したアップデートを使用しないこと。

9.3. 非保証事項

シーメンスは、オーダーにおいて明示的に要求される場合を除き、本ハードウェアがお客様の運用環境若しくはIT要件に適合すること、相互運用性を有すること、又はこれらに従って機能することを保証しません。

10. 排他的救済

第6条から第9条は、保証請求に関するシーメンスの唯一且つ排他的な責任及びお客様の唯一且つ排他的な権利・救済を定めるものです。シーメンスは、本ハードウェアに関して、商品性及び特定目的への適合性を含む、その他の明示・黙示・法定の保証を一切行いません。

知的財産権

11. 知的財産の帰属

各当事者は、自らに帰属する知的財産を留保するものとします。

12. ファームウェアの使用許諾

シーメンスは、お客様に対して、ファームウェアをその運用のためにのみ使用する非独占的かつ譲渡不能の権利を付与します。当該使用権は、ファームウェアが組み込まれている本ハードウェアとともに譲渡される場合のみ、移転可能です。

本契約にソフトウェアライセンス条項及び保守サービス条項の定めがある場合、これらの条項はファームウェアには適用されません。

定義

納入	本書に記載されたインコタームズ2020の条件に従い本ハードウェアをお客様に引き渡すことを意味します。
ファームウェア	本ハードウェアに組み込まれたシステムソフトウェアを意味します。
不適合	オーダーに記載又はオーダーにて参照されたシーメンスの仕様への本ハードウェアの不適合を意味します。